

# 美濃加茂市競争入札心得

R 7.12.12

## 1. 一般的事項

- (1) 入札は、厳正に行ってください。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、そのすべてを公表することあります。
- (3) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無に関わらず、契約を締結しないことがあります。この場合、原則として指名替えのうえ改めて入札を行います。
- (4) 入札中は私語を慎み、携帯電話等の電源はお切りください。また、入札中は原則として室の出入りを禁止します。
- (5) 入札会場に入札できる人数は、各社最大2名までとします。

## 2. 工事費内訳書の提出について

美濃加茂市が発注する公共工事の入札において、予定価格200万円を超える案件に対し工事費内訳書の提出を求めます。提出にあたっては次の各号にご留意ください。

- (1) 工事費内訳書は、金抜き設計書の本工事費内訳書に金額を記載したものとしてください。内容は、数量書に掲げる工事内訳、種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳に対応する金額を記載してください。
- (2) 任意様式を使用する場合でも、金抜き設計書にある本工事費内訳書の項目順に作成してください。
- (3) 工事費内訳書には、「工事番号」、「工事名」、「商号又は会社名称」を明記してください。
- (4) 工事費内訳書には、工事費に含まれる「材料費」、「労務費」、「法定福利費」、「建設業退職金共済契約に係る掛金」、「安全衛生経費」を明示してください。下記の記載例のように既存様式の欄外での明示又は任意様式による提出でも差し支えありません。
  - (ア) 材料費・・・・・・・・・・・・・・・・ 直接工事費の欄外に明示
  - (イ) 労務費・・・・・・・・・・・・・・・・ 直接工事費の欄外に明示
  - (ウ) 法定福利費※・・・・・・・・・・・・ 現場管理費の欄外に明示
  - (エ) 建設業退職金共済契約に係る掛金・・・ 現場管理費の欄外に明示
  - (オ) 安全衛生経費※・・・・・・・・・・・・ 工事原価の欄外に明示（土木）  
現場管理費の欄外に明示（宮繕）
- ※ 宮繕工事にあっては工事原価（直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の合計）に含まれる経費
- (5) 入札後、当該工事に談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、工事費内訳書を公正取引委員会に提出する場合があります。

## 3. 入札の手順について

- (1) 入札者は、指定の日時に指定の場所において入札書を提出してください。貸与されて

いる仕様書・図面等があるときは返却してください。

- (2) 入札書は、1件につき1通を作成して封書し、件名及び氏名を表記して提出してください。
- (3) 入札書は、インクや墨等消散し難いもので記入し、記名・押印してください。記載事項を訂正したときは訂正印を押してください。ただし、入札金額の訂正は認められません。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には代理人名を併記し押印してください。
- (5) 入札者は、他の入札者の代理人になることはできません。
- (6) 代理人は、2人以上の入札者を代理することはできません。
- (7) 郵便並びに電信による入札は認めていません。
- (8) 再度入札は、原則として1回（初度の入札と合わせて計2回まで）とします。
- (9) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

#### 4. 無効な入札について

次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効となります。

- (1) 入札の資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
- (3) 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。
- (4) 入札書に記名・押印（代理人による入札では代理人名の併記・押印が必要）がないとき、またはその記載内容が明らかでないとき。
- (5) 入札事項を表示せず、または一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- (6) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- (7) 入札者が他の入札者の代理をし、または代理人が2人以上の入札者の代理をしたとき。
- (8) 談合等の不正行為があったとき。
- (9) 工事費内訳書の提出を求めた場合で、同内訳書の提出がないとき。また、入札金額と工事費内訳書の合計が一致しないとき、又は工事費内訳書の内容に重大かつ明白な不備があったとき。
- (10) 前各号のほか、あらかじめ指定した事項に違反したとき。

#### 5. 入札または開札の中止について

次の各号のいずれかに該当する場合は入札または開札を中止することがあります。この場合における損害は、入札者の負担とします。

- (1) 天災、その他やむを得ない理由による場合
- (2) 談合等不正な行為の疑いがあるとき

#### 6. 落札の決定について

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格）をもって入札した者を落札者とします。

(地方自治方施行令第167条の10第1項の場合を除く)

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。このとき、当該落札者はくじを引くことを辞退することはできません。

## 7. 入札の辞退について

- (1) 入札者は、入札を辞退する場合には入札執行開始までに入札辞退届を経営企画部財政課契約係へ提出してください。
- (2) 入札中に辞退する場合は、入札辞退届または辞退する旨を明記した入札書を入札執行者に提出してください。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではありません。

## 8. 再度入札

- (1) 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合は、再度入札を行います。なお、電子入札システムによる場合は、再度入札の受付時間を改めて設定します。
- (2) 再度入札は、原則として1回（初度の入札と合わせて計2回まで）とします（再度入札の封筒は不要です）。ただし、予定価格を事前公表した場合にあっては、再度入札は行いません。
- (3) 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とします。
- (4) 再度入札を辞退する場合は、辞退の旨を記載した入札書を入札執行者に提出してください。なお、口頭での辞退も可とします。

## 9. 契約の締結について

- (1) 契約書は落札決定の日から速やかに契約を締結し、契約書を作成しなければなりません（原則として1週間以内）。契約を締結しないまたは契約書を交わされない場合は、その落札は無効とします。
- (2) 請負金額が500万円以上の工事請負契約の相手方となった者は、契約保証金を納付してください。ただし、次のいずれかの場合は、契約保証金の納付を免除します。  
①保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証契約を締結した場合  
②指定金融機関と工事履行保証契約を締結した場合
- (3) 市議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を得たときに当該契約が成立する旨を含む仮契約となります。

## 10. 入札質問書について

- (1) 仕様書、設計書の内容について質問がある場合は、質問書を提出することができます。質問書は指定の様式で、入札日の前の週の木曜日までに経営企画部財政課契約係に提出してください。ただし、質問書の提出期限が仕様書等で決められている場合は、仕様書等による提出期限までに提出してください。
- (2) 質問書の提出を持参以外でした場合は、受取の確認の電話をしてください。

- (3) 質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しません。
- (4) 質問書の回答には数日かかる場合があります。
- (5) 質問書に対する回答がないことを理由に、入札の実施を妨害することはできません。

#### 1 1. その他

- (1) 契約の相手方として不適当な行為が入札前にあった場合には、入札への参加を認めません。
  - (ア) 暴力的な要求行為を行う者
  - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行なう者
  - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者
  - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (2) この心得とは別に告示等で定めた場合の取り扱いについては、告示等が優先します。